

事業計画 概要表

| | | | | | |
|--------------|--|-------|---------------------------------|--------------|-------------------|
| プログラム名 | 南スーダン難民緊急支援 (初動対応期、 緊急対応期) | | | | |
| 事業名 (日・英) | セントラル・アッパーナイル・緊急期の教育支援事業 Project for Education in Emergency in Central Upper Nile | | | | |
| 開始日 | 2019年5月31日 | 終了日 | 2020年5月30日 | 日数 | 366日間 |
| 団体名 | | | | 担当者名 | |
| JPF 助成申請額 | 130,382,352 円 | 87% | 区分：政府支援金 130,382,352 円、民間資金 0 円 | | |
| 直接事業費 | 68,474,591 円 | (53%) | | 日本国内 (東京) | 事業対象国名 (南スーダン) |
| 間接事業費 | 61,907,761 円 | (47%) | | | |
| その他資金 | 20,000,000 円 | 13% | 国際スタッフ | 1.10 人役 | 1.70 人役 |
| 事業費総額 | 150,382,352 円 | | 現地スタッフ | | 10.26 人役 |

| | | |
|--|---|--|
| 事業目的 | 紛争の影響により教育が途絶えるリスクにあるセントラル・アッパーナイル州にて、1) 学習環境の整備、2) 教育の質の改善、3) コミュニティの対応力の強化を通じて、紛争の影響下にある子どもたちを対象に、安全かつ安心できる学習環境における教育を提供する。 | |
| 事業概要 | 南スーダン、セントラル・アッパーナイル州、バリエ郡において、安全かつ安心できる学習環境における教育を提供するため、1) 学習環境の整備：学校施設の修復および建設、学校家具・備品・教材の提供、課外活動の実施、2) 教育の質の改善：適切な数の教員の配置、教員研修や監督指導の提供、3) コミュニティの対応力の強化：SMC ¹ ・PTA 研修および参画促進の機会提供に取り組む。本事業により、国の教育のためのリソースが限られている中、必要な支援が届かなければ閉校の危機にある対象校にて本事業を実施することにより、子どもたちの教育へのアクセスが途絶えないよう支援する。 | |
| 事業内容（骨子のみ記入） | | 裨益者（誰が、何人） |
| バリエ郡南部の対象校 5 校において、安全かつ安心できる学習環境と体制を整備するにあたり、以下のとおり緊急期の教育支援に取り組む。 1) 学習環境の整備（既存の学校施設の修復、不足している学校施設の建設、学校家具・備品・教材の提供、課外活動の実施） 2) 教育の質の改善（適切な数の教員の配置、教員を対象として基礎研修・心理社会的サポート研修、監督指導） 3) コミュニティの対応力の強化（SMC・PTA 研修、レビューワークショップを含むコミュニティの参画促進の機会提供） | | <ul style="list-style-type: none"> 直接受益者 対象校児童：2,538 人 対象校教員：65 人 SMC・PTA メンバー 郡教育局職員 間接受益者 バリエ郡コミュニティ |

¹ SMC：School Management Committee（学校運営管理の責任を担う組織。SMC メンバーには児童の保護者ではないコミュニティメンバーも含まれる。）

理論的枠組み（ログ・フレーム）

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| 事業目的 (事業全体として目指す成果) | 紛争の影響により教育が途絶えるリスクにあるセントラル・アッパーナイル州にて、1) 学習環境の整備、2) 教育の質の改善、3) コミュニティの対応力の強化を通じて、紛争の影響下にある子どもたちを対象に、安全かつ安心できる学習環境における教育を提供する。 | | | |
| 現状（事業開始前） | 目指す成果 (事業終了時) | 目標値（成果を測る指標）と確認方法 | 成果のための活動 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前提条件 ✧ リスク、外部要因 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 以前より脆弱だった教育システムが紛争再発後さらに悪化し、就学適齢児童の就学率は 34.5%と世界最悪レベルである。² | 1. 緊急期の教育支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 教育にアクセスすることができた児童数 (2,538人)³ ✧ 対象校5校が位置する対象地域の就学率⁴(%) 確認方法 郡教育局・各小学校・校長への聞き取り | | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府による教育方針に大きな転換がないこと ✓ 州教育省および郡教育局からの事業への支援が得られること |
| <ul style="list-style-type: none"> • 学校施設の戦闘における損傷や老朽化が著しく、安全で適切な学習環境が確保されていない。 • 学校敷地内に給水スタンドが整備されていない。 • 女子児童の就学率が低く、5人に1人の10～19歳女子が学校に通うことができていない。対象校5校の昨年度実績においても、女子児童数が男子児童数に比べ約22%少ない。 | 1.1 学習環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急期の教育・ミニマム・スタンダード（南スーダン）⁵に沿って整備された学校数（5校） • 修繕した教室・教員室数（43教室） • 修繕したトイレ（25基） • 建設したトイレ（2棟8基） • 建設した給水スタンド（4カ所） • MHMキット⁶を受領した女子児童（450人） • クラブ活動実施回数（平均3回/校） 確認方法 事業モニタリング記録、活動報告書、物資配布確認書 | <ul style="list-style-type: none"> 1.1.1 学校施設の修繕 1.1.2 学校施設の建設 1.1.3 学校家具・備品・教材の提供 1.1.4 MHMキットの配布 1.1.5 課外活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 適切な能力のある業者の不在 ✧ 資材不足による調達の遅れ ✧ 治安悪化により、調達経路・スタッフの移動が遮断される ✧ 武装グループによる誘拐・盗難等に巻き込まれる |

² Situation Assessment of Children and Women in South Sudan 2015, UNICEF, p97（2013年には41.5%だった国の純就学率が、2015年には34.5%まで悪化した。）

³ 帰還民の増加にともない児童数の増加も見込んではいないが、帰還の動きのスピードや規模感、2018年度の対象校5校の就学児童数実績2,538人の正確性について確認できていないことから、本事業では2,538人を目標値とする。

⁴ 人口が流動的であることからベースライン値を測ることができていないが、事業終了時まで最新の人口統計情報を入手し就学適齢児童の人口が判明した場合には就学率を算出する。

⁵ South Sudan Minimum Standards for Education in Emergencies (contextualized from the INEE Minimum Standards for Education: Preparedness, Response, Recovery) by South Sudan Education Cluster and INEE より抜粋：①学習環境に危険物資がない、②危険な場所から十分な距離がある、③給水施設と男女別のトイレがある、④現地資材で作られたフェンスがある、⑤障がいのある子どもも通学することができる（本事業では④は実施しないが、コミュニティへの働きかけを行う。）

⁶ Menstrual Hygiene Management キット：再利用可能生理用品、下着、石鹸等
ジャパン・プラットフォーム提出用

| | | | | |
|--|---------------------|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 紛争再発前、バリエ郡に220人いた正規雇用教員は現在40人未満まで激減している。 事業対象校の教員の90%をボランティア教員が占めており、有資格の教員は6人しかいない。 教員手当の配給が途絶えた Adong Boys 小学校は、2019年度は閉鎖している。 | 1.2 教育の質の改善 | <ul style="list-style-type: none"> 学校モニタリング時に使用するチェックリストの該当項目数の増加（第1回目学校モニタリング開始時と比較）（目標値設定なし）⁷ 教員数：児童数比（1：50）⁸ <ul style="list-style-type: none"> 教員手当を受領した教員数（65人） 研修に参加した教員数（65人） 学校モニタリング実施回数（平均3回以上/校） <p>確認方法 事業モニタリング記録、学校モニタリング記録、研修報告書</p> | 1.2.1 教員の登録 1.2.2 教員研修 1.2.3 学校モニタリング・監督指導 | <ul style="list-style-type: none"> 南スーダン経済の状況から現地通貨の為替が大きく変動する 食糧危機の深刻化による就学率の低下 雨期の影響による道路状況の悪化 |
| <ul style="list-style-type: none"> バリエ郡への帰還が進む中コミュニティの人々の動きが流動的で、しっかりとしたコミュニティの基盤が構築されていない。 | 1.3 コミュニティの対応力強化 | <ul style="list-style-type: none"> SMC・PTAが年間活動計画に基づき活動を実施した回数（平均2回/校）⁹ <ul style="list-style-type: none"> 事業レビューワークショップ実施回数（2回） 研修に参加したSMC・PTAメンバー（55人） <p>確認方法 事業モニタリング記録、レビューワークショップ報告書、研修報告書</p> | 1.3.1 事業レビューワークショップ 1.3.2 SMC・PTA研修 | |

⁷ チェックリストと項目内容は、南スーダン教育省の定めた学校教育のための最低基準（Minimum Standards and Indicators for Schools）に沿って、州・郡教育局と合同で事業開始時に作成する。第1回学校モニタリング時の該当項目数をベースライン値とし、事業終了時の学校モニタリング時と比較し、該当項目数が増加することを目指す。

⁸ South Sudan Minimum Standards for Education in Emergencies が定めるスタンダード値

⁹ 各対象校のSMC・PTAが事業開始時に年間活動計画を策定し、それに基づき活動を実施しているか事業でモニタリングする。

事業進捗状況管理表

(それぞれの活動に対し、計画時のものを上に、実績及び修正したものを下に表す。)

| 成果のための 活動予定 | 月次 1 (6月) | 月次 2 (7月) | 月次 3 (8月) | 月次 4 (9月) | 月次 5 (10月) | 月次 6 (11月) | 月次 7 (12月) | 月次 8 (1月) | 月次 9 (2月) | 月次 10 (3月) | 月次 11 (4月) | 月次 12 (5月) |
|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 1.1.1 学校施設の修繕 | 公示・入札 | | | 着工 | | | 完工・引渡し | → | | | | |
| 1.1.2 学校施設の建設 | 公示・入札 | | | 着工 | | | | | 完工・引渡し | → | | |
| 1.1.3 学校家具・備品・教材の提供 | 公示・入札・製造(家具のみ) | | | | | | | | 納品 | → | | |
| 1.1.4 MHM キットの配布 | | | | | ◆ | | | | | | | |
| 1.1.5 課外活動の実施 | | | | | → | | → | | | | | → |
| 1.2.1 教員の登録 | | | ◆ | | | | | | | | | |
| 1.2.2 教員研修 | | | | ◆ | | | | | | | | |
| 1.2.3 学校モニタリング・監督指導 | | | | | ◆ | ◆ | | | ◆ | | ◆ | |
| 1.3.1 事業レビューワークショップ | ◆ | | | | | | | | | ◆ | | |
| 1.3.2 SMC・PTA 研修 | | | | ◆ | | | | | | | | |
| 【学校年間スケジュール】 | | 2学期 | → | | 3学期 | → | | | 1学期 | → | | |

事業計画書

1. プログラム名 南スーダン難民緊急支援 (初動対応期、**緊急対応期**)
2. 事業名 セントラル・アッパーナイル・緊急期の教育支援事業
3. 団体名
4. 事業期間 2019年5月31日 ～ 2020年5月30日 (366日間)
5. 予算 **150,382,352円** (うち J P F 助成額 130,382,352円、自己資金 **20,000,000円**)
(希望する助成区分：**政府支援金**、民間資金)

6. 国内担当者名

7. 事業目的

紛争の影響により教育が途絶えるリスクにあるセントラル・アッパーナイル州にて、1) 学習環境の整備、2) 教育の質の改善、3) コミュニティの対応力の強化を通じて、紛争の影響下にある子どもたちを対象に、安全かつ安心できる学習環境における教育を提供する。

8. 事業概要

南スーダン、セントラル・アッパーナイル州、バリエ郡において、安全かつ安心できる学習環境における教育を提供するため、1) 学習環境の整備：学校施設の修復および建設、学校家具・備品・教材の提供、課外活動の実施、2) 教育の質の改善：適切な数の教員の配置、教員研修や監督指導の提供、3) コミュニティの対応力の強化：SMC・PTA 研修および参画促進の機会提供に取り組む。本事業により、国の教育のためのリソースが限られている中、必要な支援が届かなければ閉校の危機にある対象校にて本事業を実施することにより、子どもたちの教育へのアクセスが途絶えないよう支援する。

9. 事業内容

(1) コンポーネント1：緊急期の教育支援の実施

1.1 学習環境の整備

長期にわたる紛争の影響により劣化した小学校の施設を整備し、学習の継続に必要な備品等を提供することで、子どもたちが教育を受けることができる安全な場を提供する。

対象校の選定は、2019年2月に実施したニーズ調査において、バリエ郡教育局長および教育クラスターと協議し、1) 学校周辺地域の人口の集中、2) コミュニティの人々のアクセスのしやすさ、3) 2018年度の学校運営の実績を加味し、決定した。

活動 1.1.1 学校施設の修繕

ジャパン・プラットフォーム提出用

対象校5校の既存施設において、床・ドア・窓・屋根などの破損、ひび割れ、塗装を含む、学校施設の修繕を行う。

| 学校名 | 施設 | 計 |
|-----------------|--------------------------|---------------|
| Mijok 小学校 | セミ・パーマネント校舎 (6 教室) | 計 8 教室 + トイレ |
| | パーマネント校舎 (2 教室) | |
| | トイレ (3 棟 11 基) | |
| Riangnom 小学校 | セミ・パーマネント校舎 (6 教室、1 教員室) | 計 7 教室 + トイレ |
| | トイレ (3 棟 6 基) | |
| Baliet 小学校 | パーマネント校舎 (8 教室) | 計 8 教室 + トイレ |
| | トイレ (1 棟 2 基) | |
| Adong Girls 小学校 | セミ・パーマネント校舎 (8 教室) | 計 10 教室 |
| | パーマネント校舎 (2 教室) | |
| Adong Boys 小学校 | セミ・パーマネント校舎 (9 教室、1 教員室) | 計 10 教室 + トイレ |
| | トイレ (2 棟 6 基) | |

事業で雇用するエンジニアが各学校にてアセスメント、修繕内容の決定および設計を行い、郡教育局と修繕計画について合意した上で、修繕を担当する業者選定のための入札を行う。なお、本活動の予算設計書は、同地域で実施した別の小学校における修繕の積算根拠を参照している。

活動 1.1.2 学校施設の建設

対象校5校において、以下の新たな学校施設の整備を行う。

| 学校名 | 施設 |
|----------------|------------------------|
| Mijok 小学校 | 給水スタンド 1 カ所 |
| Riangnom 小学校 | トイレ 1 棟 4 基 (男女別各 2 基) |
| | 給水スタンド 1 カ所 |
| Baliet 小学校 | トイレ 1 棟 4 基 (男女別各 2 基) |
| | 給水スタンド 1 カ所 |
| Adong Boys 小学校 | 給水スタンド 1 カ所 |

- ◇ 給水スタンドは、他事業が同地域に建設した浄水施設から、対象となる学校まで水道管を延長し、給水スタンドがない4校に設置する。
- ◇ 南スーダン政府のスタンダードに沿ったトイレを、トイレの数が特に不足している2校に建設する。南スーダンの教育クラスターでは、女子児童30人に対し1基のトイレ、男子児童60人に対して1基のトイレをスタンダードとしているが、本事業では学校施設におけるニーズの優先度を考慮し、教育クラスターと調整した結果、それぞれの学校に既存のトイレもあることから、4基(男女別各2基)を新規に建設することとした。
- ◇ 建設後の施設の引渡しに関しては、郡教育局が責任を持って管理する旨を記載した引渡し書にWVと州教育省の代表が署名し、合意する。

活動 1.1.3 学校家具・備品・教材の提供

ジャパン・プラットフォーム提出用

対象校5校において、以下のとおり、学校家具・備品・教材の提供を行う。

- ◇ 児童用机・椅子：1台3人用、児童数に合わせて提供
- ◇ 教員用机・椅子：教員数に合わせて提供
- ◇ 児童用文房具セット：ノート・ペン・鉛筆・消しゴム・算数セット・定規など
- ◇ 教科書（南スーダン教育省からの認可を受けて印刷する5教科：国語、算数、理科、社会、宗教）
- ◇ 教材セット：チャート・地図・学習用ポスターなど
- ◇ その他備品：黒板、清掃用具、学校消耗品など

提供した学校家具・備品・教材（消耗品を除く）については、各対象校の SMC・PTA が責任持って管理する旨を記載した引渡し書に WV と SMC・PTA の代表が署名し、合意する。また、引渡し書の写しを郡教育局に提出する。

活動 1.1.4 MHM キットの配布

5年生以上の女子児童を対象に、月経を理由に退学する女子児童を減らすため MHM (Menstrual Hygiene Management) キットを配布する。MHM キットには、再利用可能生理用品、下着、石鹸が含まれる。配布前には、以下のとおり配布前研修を実施する。

【MHM キット配布前研修】

| | |
|-----|--|
| 目的 | MHM キットを配布する前に、対象となる女子児童に対し、月経衛生に関する知識・対処法・MHM キットについて学ぶ機会を提供する。 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 月経衛生とは ● MHM キットの内容 ● MHM キットの使用方法 ● MHM キット配布についての情報（場所、日時などについての告知） |
| 対象者 | 対象校5校の女子児童：450人 |
| 講師 | WV スタッフ、衛生クラブメンバー |
| 場所 | 各対象校（5校） |

活動 1.1.5 課外活動の実施

通常のカリキュラムに加えて、課外活動であるクラブ活動を実施することで、グループワークやスポーツなどを通じた児童の社会性や協調性の醸成を促す。クラブの数やテーマについては、各学校の教員と児童が話し合いを行い決定するが、衛生クラブについては全学校にて立ち上げる計画としている。衛生クラブの主な目的は、本事業で整備する学校施設および学習環境を、教員・児童含む学校運営者が主体性をもって維持管理に取り組み、子どものための衛生管理についての啓発メッセージを学内に拡散し、周知を図ることである。

本事業では、衛生クラブ研修の実施を支援すると同時に、各学校にて自主的に設立されたクラブ活動の実施に必要な備品を提供する。

【衛生クラブ研修】

ジャパン・プラットフォーム提出用

| | |
|-----|---|
| 目的 | 衛生クラブメンバーおよび教員が CHAST のファシリテーションができるよう研修を行う。研修後には、活動 1.1.5 課外活動の実施において CHAST を通して児童が衛生に関して学び、知識を得ることにより、学校全体の衛生環境を促進する。さらに、学習環境の維持管理に、児童がどのように関与できるか検討し、計画する。 |
| 教材 | A Practical Facilitation Handbook- Children`s Hygiene and Sanitation Training (CHAST・子どものための衛生管理) |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● イントロダクション ● CHAST の手法 ● CHAST ツール ● CHAST のファシリテーション ● 低学年対象の CHAST ● 高学年対象の CHAST ● CHAST に必要な教材 ● 衛生クラブのガイドライン |
| 対象者 | SMC・PTA メンバー2人、教員2人、衛生クラブメンバー男女各10人計20人 |
| 講師 | WV の水・衛生専門家、州教育省職員、郡教育局職員 |
| 期間 | 5日間 |
| 場所 | 各対象校（5校） |

1.2 教育の質の改善

対象校の教員を対象に、研修機会および監督・指導を提供することで、教員が児童を指導するにあたり必須となる基礎知識を習得し、教育の質の改善を図る。特に、行動規範の順守の徹底を目指し、学校に通う児童にとって、教員が良いロールモデルとなるよう、教員の意識向上に取り組む。

活動 1.2.1 教員の登録

対象校5校において教員登録を行い、南スーダン政府あるいはEUが支援する IMPACT プログラム¹⁰からの給与の受給対象ではない教員に対して、南スーダン教育クラスターが定める規定に基づき、教員手当を支払う。郡教育局および IMPACT プログラム担当者との調整を行い、他プログラムとの重複がないよう配慮する。教員登録数は、児童数の増加を見込んだ上で、緊急期の教育・ミニマム・スタンダード（南スーダン）に沿って、教員：児童の比が1：50未満になるよう65人を想定している。

活動 1.2.2 教員研修

【教員研修①：基礎研修】

| | |
|----|--|
| 目的 | 緊急期および復興期の教育に関して、教員が必要な知識と技術を取得する |
| 教材 | 教育省が使用している既存のマニュアルを使用する（例：South Sudan Teachers' Code of Conduct for Emergency Situations など） |

¹⁰ 2017年4月、EUが南スーダン全国の公立小学校教員、約3万人に対して月々40ドルの給与を18カ月間にわたって支払うことを目的に開始したプログラム。2019年8月に終了予定となっており、次期フェーズの有無については未定。

| | |
|-----|---|
| 内容 | 教授法基礎、行動規範、倫理学、授業計画、学習者を中心とした教授法など |
| 対象者 | 本事業対象校5校のすべての教員：65人 |
| 講師 | WVスタッフ、州教育省職員、郡教育局職員 |
| 期間 | 5日間（7時間/日） ※2学期終了後の休暇期間である9月上旬の実施を予定している |
| 場所 | Baliet Town Hall |

【教員研修②：心理社会的サポート研修】

| | |
|-----|--|
| 目的 | 教員が、コミュニティを基盤とした心理社会的支援の基礎と紛争等の危機が子どもとその家族、また地域社会に与える心理社会的影響を理解する。また、子どもが抱える心理社会的問題やニーズを特定し、適切な支援につなげられるよう知識を得る。 |
| 教材 | Facilitators Guide for Psychological First Aid |
| 内容 | <u>コミュニティを基盤とした心理社会的支援の基礎</u> <ul style="list-style-type: none"> 心理社会的支援の定義 子どもの心理社会的問題の特定方法 子どもの心理社会的問題の原因 心理社会的支援のドメイン 紛争等の危機が子どもとその家族、および地域社会に及ぼす心理社会的影響 危機的状況における子どもの反応 子どもの成長と発達における苦痛の影響 心理学的プログラムが取り組もうとしている問題 心理社会的に苦しんでいる子どもたちを支援する方法 <u>心理的応急処置</u> 心理的な応急処置は何か、なぜ心理的な応急処置、心理的応急処置の誰、いつ、どこで、GBV生存者のための心理的応急処置、GBVの指針、心理的な応急処置の原則と心理的な応急処置の間の良好なコミュニケーション（するべきことと言うべきこととしないことと言わないこと） |
| 対象者 | 教員、SMC・PTAメンバー、郡教育局職員など、計45人（各対象校より9人） |
| 講師 | WVスタッフ、社会福祉省職員 |
| 期間 | 3日間（7時間/日） |
| 場所 | Baliet Town Hall |

活動 1.2.3 学校モニタリング・監督指導

対象校5校を視察し、活動 1.2.2 の教員研修および活動 1.3.2 の SMC・PTA 研修で学んだことが実践されているか、また実践するにあたりどのような課題があるのか、郡教育局職員・学校検査官が中心となり、学校運営管理についてモニタリングし、対象校の監督・指導を行う。

| | |
|----|---|
| 目的 | 南スーダン政府教育省が定めた学校教育のための最低基準に沿って学校運営ができてきているかのモニタリングを通じて、学校教育における教育の質を確保できるよう |
|----|---|

ジャパン・プラットフォーム提出用

| | |
|--------|---|
| | 監督・指導を行う。 |
| 対象 | 対象校（5校） |
| 参加者 | 郡教育局学校検査官、郡教育局職員、州教育省職員、SMC・PTAメンバー、コミュニティメンバー、本事業スタッフ |
| 頻度 | 4回（2回／学期） |
| ガイドライン | 学校教育のための最低基準 ¹¹ スタンダード1：総合的なマネジメント スタンダード2：学校環境、学校施設 スタンダード3：スタッフ組織とマネジメント スタンダード4：カリキュラム スタンダード5：課外活動 スタンダード6：学校会計 スタンダード7：学校とコミュニティとの関係 スタンダード8：学校保健と衛生 スタンダード9：学校規則 スタンダード10：タイムマネジメント スタンダード11：安全対策 スタンダード12：学生寮 |

1.3 コミュニティの対応力強化

学校運営管理を担う SMC・PTA が積極的に郡教育局と連携し、各学校における学校運営管理体制の基盤が整うことを目指す。

活動 1.3.1 事業レビューワークショップ

本事業の主要ステークホルダーを対象に、以下のとおり、事業レビューワークショップを開催する。

| | |
|----------|---|
| 目的 | ◆第1回目：事業開始直後に、本事業の目的、活動および責任の範囲を説明し、関係者からの事業に対する理解を得る。また、事業への積極的な参加および協力を仰ぐ。 ◆第2回目：本事業の活動を振り返り、各学校の教育課題や取り組み、成果を共有する。各学校の経験を共有することで共通する教育課題と対応策について協議する。また、郡教育局はそれぞれの学校の状況を把握し、郡教育局としてどのようなサポートが実施可能か議論する。 |
| 対象者 | 本事業対象校の学校長および教員、SMC・PTAメンバー、コミュニティメンバー、郡教育局職員、州教育省職員など |
| 期間・頻度 | 2日間×2回 |
| 場所 | Baliet Town Hall |
| ファシリテーター | 郡教育局職員、本事業スタッフ |

活動 1.3.2 SMC・PTA 研修

各対象校の SMC・PTA メンバーを対象に、研修機会を提供し、緊急期の教育・ミニマム・スタン

¹¹ Minimum Standards and Indicators for Schools, Ministry of Education, Science and Technology of South Sudan

ダード（南スーダン）に沿った適切な学校運営管理が行われることを目指す。

| | |
|--------|---|
| 目的 | SMC・PTAメンバーがそれぞれの役割と責任を理解する。また、コミュニティからのサポートを得ながら、学校運営管理を適切に、また主体的に取り組むことができるようになることを目指す。また、学校施設の維持管理の方針・具体的方法について協議し、今後の維持管理計画を策定する。 |
| カリキュラム | 南スーダン政府が定めている SMC・PTA マニュアル ¹² <ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営管理機関とそれぞれの役割 ● PTA と学校の関係性 ● SMC・PTA への女性の参加 ● コミュニティの参加促進 ● ジェンダー・ソーシャルインクルージョン ● 男子児童と女子児童の就学における課題 ● 学校安全対策 ● GESS 学校支援金制度 ● SMC・PTA 今後の活動計画および学校施設の維持管理計画の検討・策定 等 |
| 対象者 | 教員および保護者：11人（6男、5女）／校、計55人 |
| 講師 | 本事業スタッフ、郡教育局職員・学校検査官 |
| 期間 | 3日間（7時間／日） |
| 場所 | Baliet Town Hall |

10. 事業の背景

（1）対象地における被災者の状況

2013年12月の紛争再発以降、各地で繰り返される突発的な戦闘、部族間衝突、経済危機、食糧危機、感染症の蔓延、基礎的サービスの欠如など、複数の要因が混在し、より一層複合的人道危機が今もなお続いている。Humanitarian Needs Overview 2019（以下、HNO 2019）によると、220万人が難民として国外に避難、200万人が国内での避難を強いられており、国内人口1,140万人のうち62%にあたる710万人が人道支援を必要としている。人道危機の最中、各地で人々が移動を強いられることにより、支援へのアクセスを確保することが非常に困難であり、その結果、被災者の脆弱性が高まっている。

2018年6月27日には、東アフリカの地域機関・政府間開発機構（IGAD¹³）の仲介によりサルバ・キール大統領と反政府勢力代表としてリエク・マシャール前副大統領がスーダンの首都ハルツームにて恒久的停戦を含む「ハルツーム宣言」を行い、9月12日には、エチオピアの首都アディス・アベバにて「再活性化された衝突解決合意（以下、R-ARCSS）」が正式に署名された¹⁴。しかし、前述したように複合的人道危機の要因が、和平合意の建設的かつ現実的な実行を妨げる可能性があり、先行きは不透明ではあるが、国民が待ち望む平和定着へ最後の機会として、今後の行方が注目されている。

¹² Parent Teacher Association Training Manual (December 2015), Training Guide for Parent Teacher Associations and School Management Committees

¹³ IGAD : Intergovernmental Authority on Development

¹⁴ 外務省報道官談話（平成30年9月14日）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004331.html

この状況下で、HNO 2019 では、2019 年に入りより多くの国内避難民（以下、IDP¹⁵）が、帰還・再移動・地域統合といった、中長期視点での解決策を模索することを予測している。2018 年に IDP を対象に実施された調査では、帰還の最も重要な条件として、政府が保証する治安の安定に続き、雇用機会・教育・重要なインフラへのアクセスを挙げており、一時的に出身地に戻り、帰還のための条件やアクセスできる支援の有無について確認する IDP が今後増えることが推測されている。このような帰還にともなう人々の動きによって、長期支援に移行する前の緊急人道支援に対するニーズが高まると言われている¹⁶。

本事業の対象地であるセントラル・アッパーナイル州バリエ郡にも、すでに一部の IDP が帰還していることが確認されている。2013 年 12 月の紛争再発後、バリエ郡の大多数の人々は戦火を逃れるために主にメルート郡の IDP キャンプやマラカル¹⁷の国連文民保護サイト（Protection of Civilian sites、以下 PoC）に避難しているが、2018 年 9 月の R-ARCSS 署名以降、同地域にて顕著な治安事象は発生しておらず、治安は落ち着いている。2019 年 2 月に WV が実施したバリエ郡におけるニーズ調査において実施した国際移住機関（以下、IOM）への聞き取りでは、バリエ郡内には住居を失い避難している 6,605 人の IDP がおり、さらに、10,688 人が新たに 2019 年中にバリエ郡に帰還することを予測していた。マラカル救援復興委員会（以下、RRC¹⁷）は、IDP はバリエ郡に帰還する意向を示している中、帰還者の増加を視野に入れた適切な支援の欠如を懸念している。

（2）課題・ニーズの分析

【教育に関する課題・ニーズ】

南スーダンでは、2013 年の紛争再発以前からすでに脆弱だった教育システムが、紛争再発後さらに悪化し、国内の子どもたちの教育へのアクセスは著しく低下、同国の就学適齢児童の純就学率は世界でも最悪レベルの 34.5%に陥った¹⁸。2018 年 9 月の和平合意後も、和平プロセスの先行きが不透明な中、教育支援を必要とする人々（うち 97%が子ども）はホスト・コミュニティで 190 万人、加えて IDP で 90 万人に上る¹⁹。2018 年は、教育支援を必要とする IDP の数はホスト・コミュニティの数の約 3 倍であったが、2019 年には比率が逆転し、ホスト・コミュニティの数が IDP の約 2 倍となっている。さらに、2019 年に入り、270 万人を超える子どもたちが教育にアクセスできておらず、その数は 2018 年と比較して 11%も増加している²⁰。

加えて、武装勢力による学校の占拠、学校施設の未整備、有資格教員の不足、政府による教員給与支払いの遅延、学習教材の不足といった問題が改善される兆しはなく、IDP のみならずホスト・コミュニティにとっても、南スーダンの教育は危機的状況にあり、支援へのアクセスが確保されなければ就学率の改善は難しい状況にある。特に、旧北部 3 州にあたるグレーター・アッパーナイル地方など、突発的な治安事象が多発した地域の教育は、最も危機的状況にある。2018 年に教育クラスターが実施した国レベルのアセスメントによると、31%の小学校では 2013 年 12 月以降少なくとも 1 回の武装

¹⁵ IDP : Internally Displaced Person

¹⁶ South Sudan Humanitarian Needs Overview 2019, p5

¹⁷ RRC: Relief and Rehabilitation Commission

¹⁸ Situation Assessment of Children and Women in South Sudan 2015, UNICEF, p97 (2013 年には 41.5%だった国の純就学率が、2015 年には 34.5%まで悪化した。)

¹⁹ Humanitarian Response Plan 2019 South Sudan, UNOCHA, p21

²⁰ South Sudan Humanitarian Needs Overview 2019, p21

勢力による襲撃を受けており、現在約20%の小学校が機能していない²¹。長期にわたる紛争の影響により、低開発な状態が続き、本来あるべき教育システムが確立されていないため、教育へのアクセスの低下が非常に深刻である。

本事業の事業地、バリエ郡南部にて2019年2月に実施したニーズ調査にて、南部の小学校5校すべてを調査した結果、①学校施設・備品、②教員の確保、③学校運営組織において、喫緊に対応しなければ子どもたちの教育へのアクセスが途絶えてしまう状況にあることが判明した。WVは、これまでグレーター・アッパーナイル地方を含む全国各地にて教育支援事業を展開し、また、JPF資金でも2014年まで旧アッパーナイル州にて教育支援事業を実施してきた経験があるが、資金的制約でバリエ郡を対象地域に含めてはいなかった。しかし、2018年にバリエ郡における水・衛生および食糧・栄養支援事業を開始後、同地域での教育支援活動は、これまで実施してきた南スーダンのNGOの資金不足により8月以降停止されていること、今後の帰還民の増加に備えるための施設の修復や建設などのニーズに応えることができていなかったことが分かった。そのため、他セクターにおける事業で培ってきた事業地バリエ郡での経験と、他地域の緊急期の教育支援からの学びと実績を十分に活かしつつ事業を展開することができると判断し、バリエ郡を対象地に選定した。なお、ニーズ調査の実施前後には州レベルの教育クラスターおよび郡教育局とも協議を行っており、事業地の選定において政府やクラスターとも調整している。

【① 学校施設におけるニーズ】

南スーダン政府に十分な予算がなく、戦闘における損傷や老朽化した校舎や家具がそのままにされている対象校5校すべてにおいて、校舎の修繕が緊急に必須である。安全で適切な学習環境を整備するため、既存の校舎や家具の整備に迅速に対応する必要がある。また、学習で必要となる文房具などの備品も、すべての学校において不足している。本来ならば、教育省および教育局が優先順位を付けた上で対処すべき課題であるが、教員給与の確保もままならない現状、施設修繕・家具・備品にまで地方政府が予算を充当することは困難な状況にある。

【② 教員の確保におけるニーズ】

調査を行った小学校では、ボランティア教員の割合が約90%を占めており、教員資格をもつ教員は6人しかいない。ボランティア教員によって運営されていた男子校のAdong Boys小学校は、ボランティア教員が指導を辞めたため、2019年度以降閉校を余儀なくされている。バリエ郡教育局局長によると、紛争再発前にはバリエ郡全地域（本事業対象地域外含む）の8校の小学校220人の正規雇用教員が勤務していたが、現在教員数は40人まで激減した。しかし、ニーズ調査中に訪問した学校で確認できた正規雇用教員はより一層少なかったため、実際には40人以下であることが推測される。正規雇用教員は、政府より1カ月数ドルの給与が支給されるが、度重なる給与支払いの遅延と南スーダンポンド価格の下落により、教員給与で生計を立てることは困難であるため、教職から離れ別の職業に就く教員が非常に多い。2017年に始まったEUが支援する国全体を対象としたIMPACTプログラムでは、予算を確保できない政府に代わり、正規雇用教員およびボランティア教員に対して教員手当（月40ドル相当）の支払を行い、教育の提供が途切れないよう支援しているが、2019年8月に終

²¹ Education Cluster Assessment South Sudan (October 2018)

了する予定で、次期フェーズの有無については現在公表されていない。調査した5校においては、IMPACTプログラムを通じて教員手当が配給されている教員もいるが、教育クラスターではIMPACTプログラムとの重複がないよう調整した上で、各支援団体による教育支援事業でも教員手当を負担し、教員の確保に取り組むよう推奨されている。

さらに、前述のとおり、教員資格をもつ教員が若干名しかいないため、教員の指導能力、英語能力、カリキュラムの知識は全体的に著しく低い。特に、ボランティア教員においては、教員としての基礎もままならないまま、コミュニティの子どもたちのために活動しているため、まずは、行動規範、基礎的教授法、授業計画の策定などについて学び、理解が深まるよう支援する必要がある。

【③ 学校運営組織におけるニーズ】

ニーズ調査では、すべての学校において、学校の運営管理を行うSMC・PTAが設立されていることが確認できたが、SMC・PTAメンバー以外のコミュニティの人々も動員し、コミュニティ全体で学校運営を支えることができるよう、能力強化支援を行う必要がある。IMPACTプログラム同様、南スーダン国全体を対象に女子児童対象の現金給付や学校運営管理補助金給付を行うプログラムのGESS (Girls Education South Sudan)²²では、給付を受けるにあたり、登録生徒数、生徒の出欠、教員の出欠、学校の時間割などを提出するなど条件が設定されており、そのような最低限の学校運営管理を実行できる知識と能力の習得を支援し、学校運営組織の土台を構築することが求められている。

(3) 対象地における紛争分析・配慮

① スーダン人民解放軍 (SPLA)、スーダン人民解放軍野党派 (SPLA-IO)、その他武装勢力による戦闘のリスク

2013年紛争再発を機に、グレーター・アッパーナイル地方を中心に、SPLAとSPLA-IO間の武力衝突が続き、地方拠点の奪い合いが行われてきた。州都のマラカルと事業地のバリエ郡含む周辺地域においても同様に、双方による制圧が繰り返されてきた。現在はSPLAの支配下にあり、「10. 事業の背景」に記載したように、近年大きな武力衝突は発生していないが、南スーダンの治安情勢は『予測不可能』と分析されており、SPLA、SPLA-IO、さらにその他武装勢力間の武力衝突再発の可能性がなくなっていない。

本事業のための事業地選定については、SPLA支配地域・SPLA-IO支配地域の間には支援の隔たりが出ないように配慮し、州レベルの教育クラスターと調整を行った上で決定した。また、事業実施期間中は、セキュリティ担当者が、RRCやUNMISSと最新の治安情報を参照した上で、事業地への移動前のセキュリティ・クリアランスのプロセスを取ることを必須とし、15. 安全管理体制の記載事項に沿って行動する。既に、地域のコミュニティリーダー等と信頼関係を構築しており、今後も信頼できる情報を入手しつつ、支援がある特定の民族、部族へ偏らないように慎重に配慮、調整する。

② 事業地に暮らす民族 (ディンカ) 間の緊張関係

バリエ郡には、主にディンカ民族、ヌエル民族、ベルタ民族が暮らしているが、事業対象校5校が

²² GESS: 英国政府資金で運営されている南スーダン国内の学校支援プログラム。同プログラムによって実施される活動は以下の5つ。①ラジオやアウトリーチ活動を通じた教育啓発活動、②女子児童に対する現金給付、③学校運営管理費補助金交付、④学校運営管理強化活動 (学校検査官や教員への研修など)、⑤研究と調査

位置する南西部は主にディンカ民族の居住エリアである。近年、バリエ郡内のこれらの民族間の目立った対立や、同民族の部族間の対立は、報告されていない。グレーター・アッパーナイルの他の地方で見られる、民族間の対立を起源とする家畜の強奪をともなう武力衝突も、WV が活動してきたバリエ郡においては、過去約2年間報告されていない。

本事業においても、民族間の対立が衝突を助長させる要因になりうることを配慮しつつ、ローカル・コンテキストの十分な理解、分析に努めながら事業を実施する。具体的には、教員やSMC・PTAメンバーの登録において、コミュニティ・チーフやメンバーからの聞き取りを行い、選考プロセスにおいて、民族構成割合やコミュニティにおける立場などで、偏った選考とならないよう配慮する。

③ ホスト・コミュニティと IDP 間の対立のリスク

2019年2月に実施したアセスメント調査によると、バリエ郡には約6,600人のIDPが暮らしているが、IDPは特定のエリアに集中して居住しておらず、ホスト・コミュニティの中に混在している。これまでWVは、対象地のホスト・コミュニティおよびIDPの両方を対象とし事業を実施してきた実績があり、ホスト・コミュニティとIDP間の対立が顕著に表れるような事象は報告されていない。

本事業においても、ホスト・コミュニティとIDPの対立を煽ることのないよう、国・州・郡・事業地、各レベルでの動きを観察し、情報を得るよう努める。また、今後事業地に新たなIDPが流入するような事象が発生した場合には、状況を十分に分析した後に、本事業の当初の対象者とIDPとの間に摩擦が生じることがないように、必要に応じて活動や対象者を追加・変更するなどの対応をする。

11. 他のアクターとの連携・調整

(1) 支援分野別クラスターの政策・計画における本事業の位置づけ

本事業は、繰り返される武力衝突等の影響で教育サービスに深刻かつ慢性的な影響が出ているセントラル・アッパーナイル州バリエ郡において、帰還した子どもたちへの緊急期の教育支援に焦点を当てており、以下に示す通り Humanitarian Response Plan 2019 (HRP 2019) の戦略目標1から3、加えて教育セクターにおける戦略目標1から3、すべてに貢献するよう計画している。

➤ 戦略目標1「Saves lives by providing timely and integrated multi-sector assistance and services」

教育戦略目標1「Increase access to inclusive and protective lifesaving education for children and youth affected by emergencies」

子どもたちにとって安心・安全な学習環境を整え、子どもたちの教育へのアクセス維持・向上に取り組むことにより、紛争によるリスクから子どもたちを守ることに寄与する。

➤ 戦略目標2「Protect vulnerable women, men, girls and boys through provision of specialized and integrated services」

教育戦略目標2「Improve the quality of education to ensure continuity of relevant education services for children and youth in emergencies」

緊急期の教育における教員の行動規範や心理社会的サポートを含む教員研修等、紛争の影響を受けた子どもたちの特別なニーズに応える教育支援を実施することにより、事業地のコンテキストに沿った教育の質の改善に取り組む。

➤ 戦略目標3「Support at-risk communities to promote and sustain their resilience to recurrent shocks」

教育戦略目標3「Strengthen the response capacity of communities and education actors to mitigate

the impact of emergencies on children and youth」

事業レビューワークショップや SMC・PTA 研修などを通じてコミュニティの教育への参画促進および能力強化に注力し、コミュニティの人道危機への対応力向上に貢献するよう支援する。

(2) 受入国政府当局との連携・調整

本事業は、州、および郡の教育関係者との協力を強化しつつ、適切な連携を図り実施していく体制としている。事業開始にあたり、州教育省と WV との間で MoU を結び、相互の役割、責任の範囲等を明確にした上で事業を実施する。合わせて、WV は、国レベルと州レベルにおける教育クラスターの主要メンバーであり、2016年に教育クラスターリードの UNICEF と PCA²³を締結、UNICEF に加え他ドナーからも資金を獲得し、緊急期の教育支援事業を他地域でも実施している。本事業においても、すでに構築されている教育クラスターとの連携体制のもと、国・州レベルの教育クラスター会議に定期的かつ積極的に参加、クラスターへの定期進捗報告を行いつつ、事業実施からの学びを他団体と共有し調整・連携を図る。また、本事業終了後も政府が主体となって事業地における教育の課題に取り組んでいくことができるよう、各活動において州および郡関係者を巻き込み、連携強化を目指す。

(3) その他のアクターとの連携・調整

緊急期の教育支援と教育分野の開発支援をつなぐことを目的に設立された Partners for Education Group (以下、PEG) と呼ばれる教育セクターの市民社会グループのミーティングに定期的に参加し、教育支援における開発アクターの戦略や動きについて把握することにより、本事業終了後の戦略と方向性について最新の状況に基づき検討する。また、クラスターや PEG のメンバーである南スーダンの教育支援における主要団体、Save the Children、Plan International、Norwegian Refugee Council の教育専門家との交流を積極的にもち、それぞれの研修教材やノウハウの共有などを行う。また、州および郡レベルにおいては、他教育プログラムの動向をしっかりと把握した上で、相互のギャップを補完し合い、相乗効果を図ることを目指している。

12. 人道支援の質とアカウンタビリティに関する必須基準への適合性

(1) 支援セクターで定められた最低基準をどのように順守するか

本事業は、スフィア・スタンダード、緊急時の教育ミニマムスタンダード (INEE)、南スーダンの文脈に合った教育ミニマムスタンダード²⁴、人道行動における子どもの保護の最低基準 (CPMS²⁵) に基づき、以下の点に工夫して事業を実施する。

- ▶ 子どもの保護や教員の行動規範について教員研修で取り上げ、子どもにとっての安全な学習環境を保つように学校職員の能力強化を行う。→スフィア・スタンダード:権利保護の原則 1、3、INEE : アクセスと学習環境・スタンダード 2 : 保護と「しあわせ」(well-being)、および CPMS

²³ PCA: Programme Cooperation Agreement

²⁴ South Sudan Minimum Standards for Education in Emergencies (Contextualized from the INEE Minimum Standards for Education)

²⁵ Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Action (人道行動における子どもの保護の最低基準)

基準 20 教育と子どもの保護

- ▶ 男女別のトイレと水場の修繕および女子児童に再利用可能な生理用品を配布し、**Menstrual Hygiene Management** の指導を行い、女子児童が生理を理由に退学追い込まれるリスクを減らすために支援する。また、障がいをもつ児童も平等に教育にアクセスできるよう、学校施設にはスロープを設置するなど配慮する。加えて、教員や **SMC・PTA** が個々の児童について把握し、通学をサポートできる体制を支援するなど対応する。→INEE：アクセスと学習環境・スタンダード 3：施設とサービス、および **CPMS 基準 20 教育と子どもの保護**
- ▶ 教員研修を通して、児童の年齢、発達レベル、文化、能力、ニーズに合わせた教授法を行うことを強調する。→INEE：教授と学習・スタンダード 2：研修、職業開発と支援、3：指導と学習プロセス
- ▶ **SMC・PTA** への研修を行うことで、コミュニティが適切な学校運営を含む教育分野における活動に主体的に取り組むことができるよう支援する。→INEE：基本的スタンダード・住民参加スタンダード 1：参加
- ▶ 郡教育局職員および郡内の教育関係者を招いて、事業レビューワークショップを実施する。→INEE：基本的スタンダード・協調スタンダード 1：協調

(2) 人道支援の必須基準 (CHS) をどのように順守するか

- **CHS1.2**：活動 1.1.3 において、女子児童の社会的脆弱性を十分に理解し、その脆弱性の低減を目指し活動を進めていく。
- **CHS2.2** および **2.3**：活動 3.1.1 事業レビューワークショップの実施において、活動を振り返り、新たな課題に対する解決策の協議・対応を通じて、裨益者のニーズに迅速かつ柔軟に対応する。
- **CHS2.3**：子どもの保護に関しては、心理社会的サポート研修を受講した教員や **SMC・PTA** メンバーが、特別な支援を必要とする児童を識別・支援することができるようサポートする。また、事業開始時に子どもの保護サブクラスターや、**UNICEF** 資金等により実施している子どもの保護事業におけるネットワークを活かしつつ、事業地における心理社会的サービス・マッピングを行い、最新状況、支援団体、リファー先・フローなどを特定する。心理社会的サービス・マッピングは、適宜更新し、心理社会的サポート研修の受講者と共有する。
- **CHS2.4**：本事業の計画にあたり、スフィア・スタンダードおよび **INEE** の各規準を参照し、事業対象地域のコンテキストに基づき、基準にそって各活動を計画している。
- **CHS3.6、8.7**：現地スタッフおよび本部スタッフを含む、本事業に関わるスタッフ全員が、**WV** が規定するセーフガーディング・ポリシーに関わる説明を受けたうえで署名し、事業活動含むスタッフの全ての行動において順守している。
- **CHS4.1、4.2** および **4.3**：活動 1.1.1 および 1.1.3 にてコミュニティに対し事業説明を実施することで、事業の目的、概要など必要な情報の周知を徹底する。その際、民族の多様性を確保するため、それぞれの民族に活動の参加を促し、複数言語を用いて活動を実施し、多様な民族の活動参加への公平性と公正性を確保する。
- **CHS 5.1** および **5.2**：本事業に関する苦情やフィードバックについては、事業レビューワークショップ (1、2 回目) や学校での事業説明時に、苦情や要望の伝え方を周知する。学校

に意見箱を設置するなどし、受益者が安全に苦情や要望を述べることができる環境を整える²⁶。また、毎回のモニタリング活動においても、コミュニティからの意見を聞き取るようにする。集められた意見は、事業スタッフが協議し、迅速かつ適切に事業運営に反映できる体制を整える。

- CHS 6.3：国レベル、州レベルでの教育クラスターに定期的かつ積極的に参加し他団体と支援が重複しないよう詳細な調整を行うことで、コミュニティ全体に対する支援の最大化を図るよう考慮している。
- CHS7.1：過去に南スーダン国内の他地域で実施した教育支援事業の実施経験を踏まえ、そこで得た教訓や経験を本事業で生かせるよう活動を実施していく。

(3) その他

特になし。

13. 事業管理体制

(1) 人員配置

南スーダンにおいて、ワールド・ビジョン（以下、WV）は1989年の南部スーダン時代より緊急支援を開始し、JPF事業の実施経験も10年以上に渡っており、事業の管理体制を構築している。

本事業では、プロジェクト・コーディネーターの日本人国際スタッフ2人体制で、ジュバへの定期的な出張を行い、遠隔管理により事業を実施する。日本人国際スタッフは、事業の進捗管理、物資調達管理、資金管理、および事業の質の管理、教育クラスター等との調整補佐を担当し、現場での日々の活動の監督責任を持つプロジェクト・マネージャーから常時、連絡報告を受け、日々の業務を監督し、現地と東京本部との間の緊密な連絡、また事業の進捗状況の把握、資金管理を徹底する。

事業地であるバリエ郡を統括するマラカル事務所では、プロジェクト・マネージャーが現場における日々の事業運営管理や活動のモニタリングをプロジェクト・コーディネーターの指示を受け実施する。事業開始時に適切な活動実施、資金管理、物資調達ができるようJPF事業実施要領について詳細な説明・研修を行う。

マラカル事務所では、調達業務、物資輸送手配、他団体・他機関との調整など、現場を支える拠点として現場での活動をサポートする体制を整える。

ジュバのWV南スーダン統括事務所から教育アドバイザーおよびプログラム・オフィサーが事業地に出張し、ジュバ以外の地域への渡航が延期されている間は、国際スタッフに代わって、事業進捗のモニタリングおよび技術的サポートを行う。その他、現地スタッフの役割分担の詳細は、「申請書類(3)人役・従事業務詳細」に示す通りである。

本部スタッフは、現地事務所と密接な連絡調整を図りつつ、月報・月次収支への細部にわたるレビューと指示、事業への適切なサポートを行い、WVが策定している事業計画、JPF実施要領に沿った最善の事業実施ができる体制をとる。

²⁶ 事業実施にあたり、すべての直接裨益者に苦情受付の仕組みを伝える努力を行うが、直接裨益者に苦情受付の仕組みが認知される割合としては他事業での実績に基づき50%を見込んでいる。

(2) 資金管理

ジュバの WV 南スーダン統括事務所において、帳簿（データベース）の管理は一括して月次会計処理を含む財務管理を行う。日常の資金管理、証憑については、マラカル事務所にてゾーン・ファイナンス・マネジャーの監督のもと、事業スタッフからの請求に応じて資金の出金管理、および事業支出に関する証憑管理を行う。

本部では、事業会計の外部監査、団体で規定する内部会計監査などを行い、厳格な内部統制のもと、資金管理および財務管理の監督を行う。本事業専用の会計方法の規定、統制方法を記載したガイドラインを作成し、事業開始時に事業に関わる全てのスタッフを対象にオリエンテーションを行い、適切な資金管理を実施する体制を整える。プロジェクト・コーディネーターは証憑レビューをスキャンデータにて随時行い、事業終了時に原本にて確認を行う。また、グラント・ファイナンス・オフィサーと連携し、本事業に関わる全ての財務管理を、事業地において監理する。現地における銀行口座は、すでに存在する助成金事業用の口座を利用し、口座の利用については WV 南スーダン事務所との MOU にて規定する。

14. 想定されるリスクへの対処法

| リスク | 対処方法 | 可能性 | 影響 |
|---|---|-----|----|
| 適切な能力のある修繕施工業者の不在 | 入札に関しては、南スーダン周辺国の施工業者を含め公示を行う。また入札評価の際には、南スーダン国内での適切な実績のある業者のリストおよびキャパシティ分析リストを用いて、事業担当エンジニアだけでなくジュバの WV の調達チームのサポートを得て選定を行うことで適切な業者の選定を行う。また事業期間中、事業専従のエンジニアが適切に現場監督を行う体制を築き、建設の質の担保に努める。 | 小 | 大 |
| 資材不足による調達の遅れ | 南スーダン国内での資材不足が顕著であるため、修繕用資材調達への影響が懸念される。他事業での経験を活かし、適切な資材を調達し、質の高い施工を提供できるキャパシティのある業者を選定することで、調達の遅延に配慮した工程管理ができるように対応する。また、机椅子などの調達においては、バリエ郡内の業者のキャパシティが低いため、マラカルでの調達を検討している。事業期間を通してジュバおよびマラカルの WV の調達担当者と密に連携し、調達の進捗を確認し、著しい遅れ等が見込まれた場合には、契約変更等の臨機応変な対応により事業への遅れを最小限に管理する。 | 中 | 中 |
| セキュリティ：治安悪化により事業に係る物資の調達経路・スタッフ移動が遮断される | 国連安全保安局（UNDSS）、UNMISS、NGO フォーラム、RRC、他の NGO、コミュニティとの連携により、現地のセキュリティ情報を入手し、治安状況の情報収集や分析を行いスタッフの安全確保を行う。 | 中 | 大 |

| リスク | 対処方法 | 可能性 | 影響 |
|------------------------------------|--|-----|----|
| 犯罪：武装グループによる誘拐、盗難等に巻き込まれる | 犯罪情報などのセキュリティ情報について情報収集を徹底し、危険と判断される地域、道路を通行することを回避する。事業地への現金移送によるリスクを回避するため現在 WV が利用している送金機関のサービスを利用し対応する。また、日常、セキュリティ訓練をスタッフに行い非常時に備えるほか、安全対策体制に記載している事項を実施する。 | 中 | 大 |
| 南スーダン経済の状況から南スーダンポンド通貨の為替が大きく変動する | 公式レートの変動に事業の収支管理が大きく左右される可能性があるため、管理には細心の注意を払い、収支を細かく分析しつつ実施する。また、これまでの事業管理で培ってきた経験をいかし、為替レート変動の影響を受けないよう調達計画を作成し、様々な観点からの分析のもと、臨機応変に対応し、適切な予算管理に努める。 | 大 | 小 |
| 南スーダンの食糧危機がより深刻になることにより、児童の就学率が下がる | WFP および食糧クラスターへの働きかけを行ったうえで WFP の食糧プログラム (School Feeding や General Food Distribution 等)、保健・栄養事業と連携し食糧不足への対応を図る。 | 小 | 中 |
| 雨期の影響による道路状況の悪化 | 毎年雨期にはマラカル⇄バリエ間の道路が寸断され、通行が困難となる。本事業開始直後は雨期のピークにあたるため、ピークが過ぎるまでの間は事業活動に係る入札やスタッフの採用等の準備に充てることとし、雨期の影響を大きく受けまいよう調整する。また、陸路での人と物の輸送ができない間は、ボートでの輸送に切り替えて対応する。 | 大 | 中 |

15. 安全管理体制

【実施体制】日本政府の安全情報では2019年3月25日現在、首都ジュバ市および周辺を除き全域でレベル4「退避勧告」が発出されており（2017年12月、首都ジュバ市および周辺に限ってレベル3「渡航中止勧告」へ引き下げられている）、本事業の邦人スタッフは、外務省の協議・調整で、ジュバ以外の地域への渡航再開が決定されるまでは、日本および出張ベースでジュバからの遠隔事業管理を原則とする。

【安全対策整備】当団体では、安全対策を整備し定期的に見直しを行っており、特に、注意すべき情勢とその有事性レベルを設定し、その際に事業スタッフがとるべき行動や留意すべき点を明示している。また、有事性が高く、国外退避が必要だと判断された際の退避計画を整備し、同じく定期的に見直しを行っている。

【活動実施中の安全管理】本事業に関わる現地雇用スタッフは、ジュバの WV カントリー・セキュリティ・マネージャーによるセキュリティ情報の報告を確認し、活動の実施、移動の判断を行う。カントリー・セキュリティ・マネージャーはマラカルのゾーナル・セキュリティ・オフィサー、国連安全保安局（UNDSS）、UNHCR、WFP 等のパートナーおよび NGO セキュリティ・

フォーラム、PLSO²⁷などから日々現地の治安情報を入手している。現地では、万が一治安が悪化した場合に備えて、非常用持ち出し袋を常備、常に緊急避難場所へ退避できるよう備えると同時に、携帯電話と活動での移動の際には、衛星電話を常備し、外部との連絡手段を確保して行う他、HP無線機を設置している。なお、万が一治安が悪化した場合は、カントリー・セキュリティ・マネージャーがプロジェクト・マネージャーに指示し、治安悪化の影響を受けている事業対象地域での移動、および活動を一時停止する。治安の改善が認められるまでは、現地の状況のモニタリングを継続し、改善が認められた時点で活動を再開する。

【活動実施に際し満たす基準】上記の安全管理体制を踏まえて、本事業を実施するにあたり、下記の安全確保のための基準を満たすことを条件としている。下記の基準を一つでも満たさない場合には、実施計画を適宜変更するなどして、安全が確保されるよう講じる。

- ・事業スタッフは、活動実施地域への入域の際に事前にミッション・クリアランス・フォームをカントリー・セキュリティ・マネージャーに提出し許可を得る
- ・活動実施地域入域の際、1日2回の安全確認報告およびマラカル事務所への安着報告
- ・VHFラジオを用いたスタッフ間での連絡手段の確保
- ・通信手段の確保
- ・緊急退避時の複数の避難経路確保

【事業地の治安状況】南スーダンの社会政治状況は、2018年9月に締結された和平合意後、ジュバを含む周辺地域においては比較的平穏ではあるが、その他の地域においては、治安状況は地域ごとに異なり、非常に不安定な状況であることから、社会不安や暴力等の発生が危惧されている状況にある。また、国内の経済の破綻状況の影響を受け、高いインフレによる物価高騰が続き、経済困窮者が多いことを背景に、犯罪件数は依然として高く、ジェンダーに基づく暴力に起因する犯罪も多く発生しているため、日常の犯罪被害防止のための対策が不可欠である。

事業地バリエ郡とマラカル事務所があるセントラル・アッパーナイル州では、2018年9月以降、顕著な治安事象は発生しておらず、現在治安状況は落ち着いている。しかし、和平合意に基づく暫定政府によるプロセス実施の見通しが立たない中、事業地では2013年12月から2016年にかけて武装グループによる衝突が頻繁に繰り返されてきた経緯もあることから、引き続き状況分析を密に行い、有事に対応できるよう備える必要がある。

16. 連結性または持続発展性

本事業では、事業地バリエ郡における緊急期の教育支援として、紛争により閉鎖を余儀なくされた、あるいはそのリスクにある小学校の校舎の修繕・建設、教員研修、SMC・PTAの能力強化を通じて、バリエ郡内での緊急期の教育の提供を行い、郡内の教育の再開および復興に寄与することを目的としている。

学習環境の整備では、既存校舎の修繕に留まらず、男女別のトイレと給水スタンドの修繕および建設と合わせて、女子児童へのMHMキットの配布を通じて、生理中も学校に通えるよう学校環境を整備し、児童の通学をサポートする。学校施設の維持管理においては、本事業を通じて郡教育局、PTAおよびコミュニティのオーナーシップを醸成し、事業終了後も適切に維持管理されるよう目指

²⁷ Partner Liaison Security Office

す。学校運営全般に関しては、既存の教育システムを運営する郡教育局が本事業終了後も適切に運営していくことができるよう、学校のモニタリング・監督活動を通して能力強化を図ると同時に、SMC・PTA研修を通してコミュニティの学校運営における能力強化も合わせて行っていく。

本事業で支給する教員手当については、2019年8月に終了が予定されているEUによる教員給与支払いを支援するIMPACTプログラムの今後の動向を注視しつつ、本事業終了後には他ドナーからの助成金の可能性を模索し、バリエ郡内での初等教育の提供を継続することができるよう、本事業実施期間から他ドナーとの交渉を始める。

南スーダン教育クラスターでは、今後人道支援機関と開発機関の連携を見据えており、2019年はそのタイミングを見極める時期にあるとしている²⁸。本事業においても今後を見据え、事業で支援するバリエ郡内のハード・ソフト両面の教育サービスを支援しつつ、教育セクターの動向を分析し、次のアクターに繋げられるよう事業活動を通して取り組みを行っていく。

17. 申請団体による同国内での関連事業

- ・ アッパーナイル・西エクアトリア・南スーダン・緊急期の教育支援事業（UNICEF、2014年～）
- ・ タンブラ郡教育システムにおけるレジリエンス強化事業（JPF、2016年～）
- ・ タンブラ・ナゲロ保健システム強化支援事業（HPF、2017年～）
- ・ 南スーダン緊急食糧援助プログラム（WFP：アッパーナイル州、中央エクアトリア州、西エクアトリア州、ワラップ州、北バハル・アル・ガザール州）

18. 本事業の主な分野を以下から選択

- ① 農業 (Agriculture) ② 教育 (Education) ③ 食糧 (Food) ④ 保健・医療 (Health) ⑤ 地雷対策 (Mine Action) ⑥ 平和構築 (Peace Building) ⑦ 給水・衛生 (Water and Sanitation) ⑧ シェルター・物資配布 (Shelter and NFIs) ⑨ 保護・心理社会的支援 (Protection / Psychosocial Support) ⑩ 通信 (Communication) ⑪ 支援調整 (Coordination and Support Services) ⑫ キャンプ運営 (Camp Operation) ⑬ 防災・災害リスク削減 (Disaster Risk Reduction) ⑭ 早期復興 (Early Recovery) ⑮ 調査・モニタリング・評価 (Assessment, Monitoring and Evaluation)

以上

²⁸ Humanitarian Response Plan 2019 South Sudan, UNOCHA, P21